平成２４年（フ）第１３８号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番3604号
債務者　古賀　琴恵
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第５１号
鹿児島県薩摩川内市山之口町4894番地３、前住所山口県防府市今市町６番35号
債務者　永野観津夫（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
鹿児島県薩摩川内市城上町5849番地
債務者　麥田　牧子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田6362番地、前住所岐阜県土岐市下石町327番地の28
債務者　四位　　広
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
鹿児島県薩摩川内市平佐町4928番地３　南ハイツ202、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町2056番地　ソシアルユカリ102号
債務者　森永　洋司
1　決定年月日時　平成24年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
長野県中野市大字小田中1005番地　105号
債務者　小林トキエ
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４９８号
京都市下京区西木屋町通松原下る難波町417番地　アスターナ９ＢＯＸ101
債務者　岩本　智恵
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
京都市伏見区久我石原町３番地253
債務者　老子裕美子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３６号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の10　レジデンス向島104号
債務者　長岡　　功
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地16―304
債務者　斉藤　寿雄
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６５８号
京都市下京区花屋町通室町西入乾町292番地　京都中央保護所
債務者　伊藤　茂幸
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
京都府宇治市木幡河原５番地　２棟504号
債務者　高澤　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
広島県江田島市大柿町大君1330番地３
債務者　本田志寿香
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６３号
広島県呉市西谷町８番24号
債務者　勝冶　正文
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６４号
広島県呉市西谷町８番24号
債務者　勝冶　優子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６５号
広島県呉市西谷町８番24号
債務者　勝冶　章子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第７１号
広島県呉市川尻町久筋３丁目３番37号
債務者　前田　美樹
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第７８号
広島県呉市広本町２丁目15番６号
債務者　水川　雅生
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
広島地方裁判所呉支部